

一九七七年十一月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コトボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)333714649 FAX(03)329915367
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No.1154163

購読料 月額500円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

都議選、衆院選で護憲候補の当選を……………	2
皇太子と雅子の結婚……………	3
——天皇制の矛盾が小和田雅子に押し寄せた……………	6
天皇制は恐ろしい制度……………	6
——わが青春と天皇制——……………	6
自衛隊は小さくなくても違憲……………	6
——山花「条件付」合憲論に反対する——……………	8
改憲論議——その特徴と動向……………	8
——政界再編成と憲法状況(二)——……………	8
◇北海道・国労闘争団の仲間から◇……………	15
国鉄闘争勝利、護憲にまい進……………	15
資料 未来に生きる子どもたちのために……………	18
『紙ひとえの選択』祝う集い大成功……………	5
読者からのおたより……………	14
16 編集部だより……………	14

旬刊 社会通信

NO. 543

一九九三年七月一日

一九九三年七月一日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

■ 巻頭言 ■

都議選、衆院選で護憲候補の当選を

六月一八日、都議選が告示された。前回の都議選では社会党が十二議席から三十六議席へと大躍進した。今回はその社会党四年間の成果が問われる。私の住む選挙区は定数二、立候補者は自、社、共の三人。社会候補は「選別支持」ではりきる電機連合の推せん候補だ。

誰に一票投ずるかとの思案の最中、永田町（国会）で一挙に解散風が吹き始めた。ウソをついた宮沢の言動が発火点だが、その背後にドロドロした黒い策謀が見える。

まず政治改革とは何かだ。リクルート、佐川、金丸とつづいた金権腐敗、三倍を超える選挙権の不平等、この是正が中心課題であることは明らかだ。マスコミの世論調査でも七〇%を超える有権者がそう答えている。

その政治改革が選挙制度改革にねじ曲げられてしまった。九〇年末、自民党はクーデターの小選挙区並立制を国会に上提した。すべてのマスコミは「自民党一党独裁体制をねらうファッショ的暴挙」とこぞって反対。つぶれたことは周知のとおりだ。

ところが、民間政治臨調（政治改革推進協議会）の発足（九二年四月）以降、「中選挙区制こそ金権腐敗の元凶。小選挙区制こそクリンな選挙制度」とマスコミが大宣伝。こうして政治改革論議は選挙制度へとすりかえられてしまったのだ。

日本のジャーナリズムはきわめて異常だ。読売九百万部、朝日八百万部、毎日、日経三百五十万部という発行部数も異常だが、新聞社を中心にテレビ、ラジオ、出版を完全にコントロールするあり方はそれ以上だ。あまりにも肥大化した経営体制が、「マスコミ・ファッショ」ともいふべき状況を生み出していることだ。

今度の解散劇でもそれがいえる。政治改革の主役に羽田・小沢グループがまつりあげられている。羽田・小沢氏は「金塊男」金丸の代貸しとして、自民党で権勢を振った黒い人びとだ。どうして彼らがクリンなのか。ちょっと考えてみれば誰でも承知のことなのに。狂いに狂っているとはこのことだ。

この小沢・羽田グループも、マスコミの礼讃で自縄自縛の状況におちいった。これだけ政治改革とやらの主役にされ、「あなた方が日本政治のキャスティング・ボートをにぎっている」と宣伝されると、野党の内閣不信任案に反対といえなくなるのだ。もし彼らが同調しなければ、「彼らはやっぱり金塊男の片割だ」と、政治的に抹殺されることになる。こうして、マスコミをたよりに前に進まざるをえないのだ。

社会党内はすでにバラバラで、山花・赤松執行部は求人力をもちえていないが、自民党もバラバラな状況にある。国民の政治の金権腐敗への憤りは、自民党にも波及しているからだ。派閥はかつてのような力をもっていない。議員たちはバッヂをつけつづけることに右横左横の状況、名前を売り込むことに精を出す。この傾向は一年生議員にとくに強く、票につながるとみれば野党の不信任案に同調する傾向をもつからだ。

マスコミの狙いは羽田・小沢をヒーローに仕立て、そこに野党を集める新しい政治勢力の起爆剤としたいことだろう。衆院解散は必至。政治の改革は何にもまして必要だが、顔ぶれは変わらない。クリンともてはやされる日本新党も、その内実は自民のオチコボレ集団にすぎないのだから。だとすれば社会党にがんばってもらう他ない。護憲派候補の当選に全力をつくすことである。

皇太子と雅子の結婚

——天皇制の矛盾が小和田雅子に押し寄せた——

とうとう、天皇の長男、皇太子が結婚することになった。もし、「彼が皇太子でなかったら」と想像すると彼の結婚はもつと早かったかもしれない。或いはもつと自由に広い世界から伴侶を選び得たかもしれない。小和田雅子も外交官としてもつと別の人生を歩んでいたに違いない。小和田雅子やその家族は、現代国家であるわが国にとり残されている後進的な制度の最たるものの一つである天皇制の存在による矛盾が、他ならぬ自らの娘や一家に押し寄せて当惑したに違いない。

なぜなら、皇太子と雅子が初めて対面したのが一九八六年の十月十八日のスペイン、エレナ王女の歓迎茶会であったと報道されており、その後七年間にもわたって雅子側が固辞し続けていたことからそのことが推察される。

しかし、独占資本が支配するわが国は、支配階級と勤労国民との矛盾を隠蔽し国民の意識を国家の側に統合する一つの道具としてひとりの女性の人生を支配した。

神格化され利用に供される天皇

なぜ、小和田雅子はためらったか。

童話の世界ではプリンセスはシンデレラ物語のように出世と幸せな生活へのあこがれであるが、現実の天皇制はそんなものではない。

はからずも、今回の「結婚問題」がその矛盾を我々の前に暴露してくれた。

天皇制の中に組み込まれれば一個の人格は支配者の恣意によって踏にじられるからだ。

現憲法では、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、（一条）と規定されているが、ここにその根源がある。

本来、第二次大戦後あの戦争を起した日本帝国主義の国民統合の思想的支柱である天皇制は廃止されるべきものであった。

しかし、あの大戦を一発の「詔勅」で終息させた彼のカリスマ性を占領政策の実行に利用しようとした占領軍によって「象徴」として残された。政治的権能がなければ天皇制がわが国の支配階級によって再び帝国主義の野望に利用されることはないといふんだのは、占領軍の誤算であった。

なぜなら、歴史的にみても天皇の「御親政」なるものが実質的にあつたのは平安時代までで（その頃でも藤原氏が摂政になったりして天皇の権力は奪われていた）、その後は武士階級の勃興とともに、実質的な国家権力は武士階級が掌握していた。武士階級は天皇を温存し、自らの正当性を証明するための「錦の御旗」の授与者であり、征夷大將軍の称号の授与者として天皇の顔をたててきたにすぎない。千年近くも前から天皇は象徴のようなものであつて常に権力者に利用されてきたにすぎない。明治以後も、幕府が崩壊した後何ももってわが国を統合するか模索した伊藤博文らは、一八八二年明治憲法制定のためのドイツでの研鑽のなかで強力な天皇制の確立を決意する。「万世一系の天皇の統合」「神聖に

しておかすべからず」「陸海軍の統帥」などの規定が盛り込まれ天皇が神格化された。「陸海軍の統帥」の規定を悪用した軍閥は天皇の名において戦争を拡大し悲劇を迎える。この教訓をふまえれば、ときの支配階級の支配にあたっての利用の対象となる天皇制はかりに名前だけであれ、「象徴」であれ根絶すべきであった。

象徴も神格化される

現実には天皇制は象徴として残された。前述したように歴史的には支配階級にとっては天皇に政治的権能はあってもなくても天皇制さえあればよいのである。

象徴であるからには、天皇は「そこらにいる伯父さん」では困る。一応「国民に親しまれる皇室」とか「開かれた皇室」とかいつてもそれは口先だけで、天皇を神秘化するため無理やりお堀の中に閉じ込めねばならない。

支配階級の権力維持のため特定の家族が、普通の国民より上等の衣食住をあてがわれる代わりに終身幽閉される。

幽閉しっぱなしでは、存在感がなくなるからときどき大げさな警備のもと（これも神秘性をもたせる演出の役割もしている）、ちらりと国民の前に姿を見せる。

憲法の規定には、植樹祭など他人の催している祭典への出席は天皇の国事行為として決められていない。オリンピック開会式出席、国体開会式出席等はいずれも憲法違反である。

これをマスコミは自らの販路拡大のため利用して囃したてる。天皇の神格化に自ら協力している。

作られた伝統

皇太子と雅子の結婚式は六月九日行なわれた。「古式と伝統に則って」と囃したてられたこの結婚式のスタイルは、実は一九〇〇年大正天皇が皇太子のときの結婚式に確立されて以来実は今回が四回目にし過ぎない。

個々の所作には古文書をひもといの平安様式はあるとしても、結婚式全体のスタイルはそれらの寄せ集めである。

それをあたかもわが国の伝統であるかのように演出し、やがては帝国主義的侵略に国民を駆り立てるために民族主義・国家主義を国民の心に育成していく手段の一つとして利用していった、明治の支配階級の周到さに我々は注目しなければならぬ。

同じ事は天皇の葬式についても言える。

一九八九年の昭和天皇の葬式についてもあのスタイルは明治以後のものであって、それ以前は仏式で行なわれていた。明治以後の支配階級が天皇を神格化するために演出したことは言うまでもない。

象徴の神格化の演出

皇太子の結婚式も天皇の葬式のときのように国民の休日となった。

テレビは一部を除いて皇太子の結婚で一色になった。日本列島いやでも目に入るような一日となった。いわばマスコミを通じての情報ファッションでも言うべき現象である。

ふだん勤労休暇をとるのにも大変なのに、この時ばかりは無理やり休まされる。テレビを見せるためである。ここでも支配階級の恣意的な支配が貫徹されている。

昭和天皇の葬式の時きは、わざわざテレビに国民を釘づけにするため、大正天皇の葬式が夜行なわれた前例を破って真昼間に霊柩車を走らせた（本来宮内庁は前例にうるさい役所であるのに）。

テレビ局は皇太子のパレードの沿道に、六十台から八十台とも言われるほどの大量のテレビカメラを据えてこの演出に奉仕した。NHKはその上にハイビジョンカメラを六十台以上配置したといわれる。

このような神格化の演出はわが国の帝国主義的發展と軌を一にしている。

現天皇の結婚式（戦後初めての華やかなパレード）のあと、わが国独占は体制的合理化をすすめ高度成長をなしとげ帝国主義を復活させた。昭和天皇の葬式で第二次大戦の戦争責任を清算したことにした支配階級は、戦後の憲法体制に攻撃を加え自衛隊の海外派兵に乗り出している。野党も含めてそのような体制に包括しようとしている。

雅子は今後外交官であってはならない

雅子が輝ける学歴の外交官であつたことから、皇居の「賢所」での挙式の後、宮沢総理は「国際親善の面でも活躍いただける」と今後の期待を述べている。雅子の母親も「お体に気をつけてお国のために」と健気に述べている。しかし、わが国の憲法を真面目に読めば「皇室外交」という天皇の権能はない。

天皇の国事行為は一々憲法に規定されているが、どこにも「親善訪問」という規定はない。

皇室による「親善訪問」が結果的に諸外国による元首天皇の確認とその概念の日本への再輸入となることを、最近の天皇中国訪問で我々は経験した。

昭和天皇の時代、新憲法下でも外国訪問は当初なかった。それがヨーロッパ訪問で突破され憲法の空洞化がここでも始まった。

皇太子徳仁も雅子も一個の人格として、国際的な事情について研鑽したり過去の友人と旧交を暖めるため外遊したい願望に駆られることもあると思うが、それは国費を使つての国事行為としてではなく個人として旅行すればいい。また、国民も両名に対する国家への「貢献」を求めてはならない。

(H)

『紙ひとえの選択』 祝う集い大成功

▽六月四日、『紙ひとえの選択』一周年を祝い、きゅりあん（東京）でささやかな祝いの会をおこないました。

▽登場人物が勢揃いしたこと、刊行委員会メンバーの積極的な働きかけで百四十二名にお集まりいただきました。

▽会はじつになごやかに進行。地鶏（じどり）、きびなご―どちらも鹿児島の名産―に舌鼓をうちました。詳しくは次号で報告します。

天皇制は恐ろしい制度

——わが青春と天皇制——

今私は天皇の結婚問題で頭にきています。連日のマスコミは、これでもか、これでもかと言わんばかりに、天皇の結婚のニュースを報道しています。まるで天皇を尊敬しない国民は、非国民のような報道です。天皇を尊敬する自由もありますが、尊敬しない自由もあるはずです。

しかし、天皇を尊敬する自由は、マスコミによって作られた自由かと思えます。正確な年月は記憶にありませんが、私が子供の頃、担任の教師に、天皇はなぜえらいのかと、素朴な質問したら、問答無用とばかりぶんなくられました。その外に、軍事教練担当の海軍小尉に、かしの木刀で、腰が立たなくなるほど、ぶんなくられました。私はこの時に身にしみて、天皇制は恐ろしい制度だと思いました。

八月十五日の敗戦となった後のことでした。私の実兄が海軍から帰って来て、こう言いました。鬼畜米英と最後まで戦って、天皇のご馬前で討ち死にすると。私は兄の言動があまりにも、こっけいだったので、思わず笑ったら、顔がひん曲る程にぶんなくられてしまいました。

今では私をぶんなくった教師をうらむ気は毛頭ありませんが、日本の民主主義は、天皇制がなくならない限り、本当の民主主義はありえないと思っています。日本の国家権力が、また戦前のいつか来た道の国家支配を、ひしひしと感じているからです。

私は社会黨員ですが、社会党の一部の国会議員と、山岸連合会長は、党と労働組合と、政府自民党、財界と一体となった右傾化に、押し進めようとしています。私達良心的な社会黨員と、労働組合の活動家が、協力し合って、だんことして戦って、右傾化と、日本の民主主義を守るために戦う必要があります。「社会通信」読者の皆さん、頑張りましょう。私も微力ですが、たたかいます。
(富山実)

自衛隊は小さくなくても違憲

——山花「条件付」合憲論に反対する——

一、自衛隊条件付き合憲論は、自民党に代わって野党が政権につくためやむを得ないという主張がある。だが革命でない限り国家の最重要政策を、政権が代わったからといって、一夜に全て変えることができないのは文明の認めるところである。

二、山花氏の創憲論は「構造的に攻撃不可能な自衛隊を目指し縮小過程で合憲」になるといつている。だが「憲法九条は三軍は保持しない」と規定したのは、本来自然権としての自衛権をも武力を行使することを放棄しているというのが多数の憲法学者の意見である。だから自衛隊を小さくすれば合憲という論理は成立しない。しかも創憲論の致命的欠陥は自衛隊をどの程度縮小するのか中身の説明をしない（具体的説明は公民との政権構想に障害となると思われる）。これでは怪文書といわれても仕方あるまい。しかも沖縄戦では軍隊は国民を守るとはかぎらなかつた。

三、連合とは二つ以上が組み合うこと、連合とは並び立つと辞書に書いてある。公民がい

う基本政策の一致がなければ社会党との政権協議に入らないというのは、自民党を助け、国民を裏切ることであることを明確にし「信」を国民に問うべきであり、その意味でも連立政権樹立に向けて国民運動を起こすべきである。欧州の実例は相互に基本政策を尊重しあっている。これを日本に適用すれば軍縮、減税、選挙制度、社会保障、景気対策、非軍事国際貢献、資本主義の低コスト主義打破などになる。これらの政策は労働者と国民の多くの支持を得るであろう。

四、自衛隊の海外派兵をめぐる議論が二分された、一九九一年十月から九二年七月までテレビや新聞社が世論調査を行った。それによると決定的なのは九一年十一月十八日朝日が行った憲法学者へのアンケートである。自衛隊についてそもそも違反が七八%、そもそも合憲はたった二%。山花委員長がいう自衛の範囲の自衛隊は合憲は九%でしかない。九二年四月二六日のNHK調査では、憲法九条について役立っているかの問いに役だっている三一%。ある程度役だっているは四四%あり、合計すると七五%が役だっていると答えている。そして憲法改正は必要かに対し必要三五%、必要ない四二%。分らない十一%。無関心十一%となっている。

五、朝日新聞九三年五月二十九日、三〇日、カンボジアPKOについての調査は次のようになっている。派遣よかった四六%、よくなかった三三%。カンボジアへPKO派遣は安全だとの政府説明に問題があった七七%、そうは思わない一一%。政府のなし崩しの拡大に不安六六%、そう感じない二〇%。PKOの自衛隊拡大反対六〇%、賛成二〇%。非軍事ならよい四二%、非軍事では不十分三三%などとなっている。

山花委員長は冷戦構造がなくなった現在、改憲か護憲かでは現代に適合しなくなったというが、社会党の一部が公民につづいて自衛隊合憲を表明すると、今まで自衛隊の海外派兵は憲法違反といっていたのが、手の平をひっくり返すように合憲に豹変したことで分かるように、改憲勢力が増強している今、条件付きにしろ自衛隊合憲をいうことは、軍国主義を励ますことは間違いない。特に、社会党、中でも左派（山花氏が左派というのは現実的に反している）といわれる政治勢力が自衛隊を認めるということに特徴がある。これで改憲勢力が増すであろう。この意味で山花委員長は社会党の委員長として戦後最低の委員長である。

このような情勢であるが故に、護憲勢力としては改憲か護憲かという問題は最高に緊張して一日たりと忘れてはならない命題である。自衛隊再編、縮小合憲論は公民にすり寄るには半歩近付いたかもしれない。だが、公民はその程度で満足するであろうか。これは疑問である。しかも既にのべたように、各種の世論調査結果は平和憲法、特に九条をあくまで守りたいとする国民が四割以上おり、社会党はこれら護憲国民を基盤としているのであるから、条件付き自衛隊合憲論は、合憲だけが独り歩きし選挙で手痛い敗北となるであろう。これでは、公民にすり寄っても野党の連立政権は樹立できないことになる。原則を捨てて現実に政策を変え、日本資本主義につくすことがどういう運命を辿るかは民社党がよく教えている。

日本資本主義は先進国では最低の賃金、労働強化など低コスト主義で世界を荒し回り、国内では国民生活が欧米より遅れている状況のままにしている。九三年宣言は低コスト主義打破を宣言すべきなのにふれていないので直すべきである。

◇政界再編成と憲法状況(二)◇ 改憲論議——その特徴と動向

「護憲的改憲論」で集れん

自衛組織』に削減・再編されれば、領土、領海、領空のなかで自衛権を担保するものとしての地位が与えられてよい」

I 政党

I 社会党

- 1、社会党改革議員連合アピール(九三・四)「力をあわせて新しい政権を創ろう！」
- (1)憲法を発展させる

「憲法の三原則は世代を超えて継承・発展させるべき。この上で、時代のニーズに対応した具体的条項のあり方、追加すべき条項などはタブーを設けずに自由に論議し、その将来の選択は民意の成熟に委ねなければなりません」

(2)自衛隊は合憲

「いま自衛隊の現状について違憲の疑いがあるとする有力な意見があります。しかし、その認識の如何にかかわらず政権を担う政治・行政の立場では憲法九条による違憲——無効の扱いはできません。従って新しい政権は自衛隊を合憲として扱い、その上で憲法の理念に沿って領土・領海の防衛に限定された防禦的防衛の戦略・装備・機能に改革」

2、新政策研究集団(旧勝間田派 九三・四)

自衛権・自衛隊は容認

「主権国家には自衛権があり、その観点から自衛隊の存在を認め、大胆な縮小と改編への基本法制定をめざす」

3、私の創憲論(山花委員長 九三・四)

自衛隊は容認、合憲

「『安全保障基本法』の制定と、自衛隊が構造的に攻撃不可能な『新しい限定的な

- 4、九三「宣言」(草案 九三・五・一三)
- (1)固有の自衛権に基づく最小限自衛力と日米安保を容認

「将来、自衛隊を国土警備隊、国際平和協力隊等に改編・解消して非武装日本をめざし、安保条約をアジア太平洋安全保障体制に包摂する。しかし普遍的安全保障が確立するまでは、固有の自衛権にもとづく最小限自衛力と日米安保条約を容認する」

(2)自衛権内の最小限自衛力は憲法の許容するもの

「日本国憲法は非武装日本を国家理念とし、それを普遍的安全保障の確立によって達成しようとしている。この憲法の理念に基づく軍縮過程における『法的措置』と、現自衛隊に対する政府の指揮統制行為』は合憲である」

「われわれは①非武装の国家理念②軍縮計画③普遍的安全保障の推進④非核三原則・武器輸出禁止三原則・文民統制の完全実施などを安全保障基本法等に規定し、軍縮を進める。この過程において自衛権内の最小限自衛力は憲法の容認するものである。」

「われわれは制服の市民である自衛隊員の人権、福祉、勤務条件を向上させる」

(3)社会党は創憲の党

「新時代に消極的で現状維持的な護憲では憲法の理念を実現できない。われわれは積極的な護憲、つまり創憲の党である」

5、特徴

(1)自衛権を容認し、自衛隊合憲へ

山岸「自衛隊合憲論をはじめて打ち出した。これに注目。後退することなく党議決定することを期待」(連合三役会議での記者会見 九三・五・一八)

(2)安全保障基本法で憲法九条を改正

(3)改憲論に一步も二歩も踏み込んだ

(4)「護憲の社会党」は党員の活動いかにかかる

(5)全国社会党員集会は画期的(九三・六・三)

II その他 野党

1、公明党(書記長記者会見 九三・一・一四)

(1)憲法を不磨の大典ととらえる必要はない
(2)九条も憲法三原則を前提にタブー視しないで議論

2、民社党(民社党と語る会 九二・一二・一七)

(1)集団的自衛権の行使は憲法解釈上可能であることを明白にする

(2)憲法九条一項の趣旨はそのまま残し、集団的安全保障体制の一員として貢献できるように改正

(3)その場合、解釈上異論の余地がないようにすることが大事

3、日本新党(政治大綱 九二・一二・一六)

(1)憲法をタブー視したままでは新しい国家理念を樹立することは不可能

(2)国連指揮下に行われる治安維持活動にわが国が参画する条項を盛り込む

4、平成維新の会(プレジデント論文 九二・一〇)

(1)憲法九条改正

(2)自国防衛の軍隊を持つ

(3)シベリアンコントロールの大原則の明文化

5、特徴

(1)憲法九条改正で足並み

(2)民社党は突出。日本新党、平成維新の会は自民党の別動隊

III 自民党

1、閣僚・党幹部が続々と改憲論

(1)渡辺前外相(九三・一・二二)

(2)三塚政調会長(九二・一二・二五) 与野党協議会設置を提唱

(3)梶山幹事長(九三・一・六) 五十年に一度は見直しの要

(4)中曽根元首相(九三・一・十) 臨時憲法調査会を提唱

2、日本国憲法改正草案(自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議 九三・

四)

(1)改正論議への視点

①国民の認識度をふまえる

②進め方は慎重でなければならぬ

③現憲法に立脚し、部分改訂

「私たちは全面改正案の腹案をもっているが、そこには先ず、現憲法に立脚しての部分改正、それも大幅な改正を避け、いまの法文を手直しする形で、国民の理解が得られるような改正を、第一次的に提起する」

④憲法前文は法的拘束力はないから、いじらない

(2)改憲への条件は成熟

①消極的・閉鎖的平和主義から、積極

的・世界貢献の平和主義へと意識改革

② いま必要なのは、国民が論議するための具体的・合理的な改憲のタタキ台

③ 国民に改憲アレルギー、順序として現行憲法を土台に進めるのが合理的

(3) 憲法九条改訂案——二項の新設

「前二項の規定は、国際法上許されない侵略戦争ならびに武力による威嚇または武力の行使を禁じたものであって、自衛のために必要な限度の軍事力を持ち、これを行使することまで禁じたものではない」

※ その理由

「二項の本来の趣旨は、侵略戦争の否認とそのような戦争を可能とする強大な軍事力の不保持であり、『自衛力と自衛戦争の保持』は認められるということ、明らかにしようというもの」

3、特徴

(1) 護憲的という冠をかぶせた改憲論に方向転換

(2) これには社会党の「創憲論」が貢献

(3) 「無理することは無い。改憲へのシフトは出来た」が彼らの共通認識

(4) その戦略を代弁するのが、「読売憲法問題調査会」第一次報告

II 言論界

I 憲法を考える——読売新聞「憲法問題調査会」レポート——国際協調時代と憲法九条（読売新聞 九三・三）

1、目的（渡辺社長 前書き）

① ジャーナリズムや学問にタブーがあつてはならない

② 憲法タブーをいう人こそ典型的な保守主義者

③ 九六年の憲法制定五十年を目標に、国民世論おこす

④ 第二次調査会で新たな問題提起

(2) 提言の内容

① 自衛のための軍事力の保持は否定されていない

② 集団的自衛権については政府解釈に誤り

③ 自衛権の存在と限界を明確にする安全保障基本法制定

④ 将来は九条二項を中心に憲法改正に進む

⑤ 二、〇〇〇年を目標に改憲の条件づくり

II 岩波『世界』——共同提案「平和基本法」をつくろう（九三・四）

1、立場は「創憲」論——最小限防衛力は合憲

「私たちの主張は、憲法違反の自衛隊を即時廃止するというような、従来の『護憲』論ではない。非武装ではなく、後述する様々な条件をもとに、最小限防衛力といった新しいタイプの自衛組織は合憲的に保持し得るといふ、いわば『創憲論』的な立場である」

2、自衛権・自衛隊のあり方

「憲法九条は、その第一項において侵略戦争を否定し、また国際紛争を解決するための武力による威嚇、武力の行使を禁じたが、国連憲章第五一条に規定された個別的自衛権は認められている。国民生活をさまざまな主権侵害行為から防衛するための実力は保持し得る。しかし、憲法九条の二項において、一切の戦力が禁じられ、交戦権も否認されているため、保持しうる実力は最小限防禦力の域をでることができず、その組織のあり方、装備および実力行使の方法もきわめて限定的かつ抑制的でなければならぬ」

3、自衛隊と憲法の矛盾の解決——「平和基本法」制定

「そのためには、世界平和に非軍事的手段で積極的に寄与するとともに、憲法九条の下に『平和基本法』をつくり、憲法の許容しうる水準の軍事力(最小限防禦力)まで、現在の自衛隊の規模、体制を縮小するという国民的合意を形成することである。冷戦的な惰性を抜け出した国民的な議論、努力が必要である」

4、岩波社長と世界編集長に矛盾

「原則的な旗」が必要(社長)

「私は右でも左でもないが、世の中に大切なものは、原則的な『旗』だと思う。憲法改正は単なる数の問題ではなく、極めて大きな政治の渦を背景にして出てくる問題。その方向を指し示さず議論だけが先行するのは、言論界にとっては危険な徴候だ」

Ⅲ 言論界の特徴

(1)大新聞 産経・読売 VS 朝日

(2)岩波 創憲論

(3)その他月刊誌 すべて改憲論

Ⅲ 労働組合

I 新しい政治を考える労組懇談会(略名称・NPUC 九二・四)

1、構成組合(一五単産)

J C 組合を中心に、全通、自治労も参加

2、基本政策

- (1)国際安全保障↓国連中心の安保システム
- (2)自衛権↓国連憲章に認められた主権国家の基本的権利。憲法も否定していない
- (3)自衛隊↓専守防衛の範囲でその存在を容認

(4)憲法論議↓安全保障・防衛に関する基本法の制定

①自衛隊の存在と憲法解釈には多くの論議

②アジアの一員としての役割と世界の平和と安定

③現行憲法の存在を基本として、自衛力のあり方に関する具体策を盛り込んだ『わが国の安全保障・防衛に関する基本法』を国民合意のもとで制定することが必要

Ⅱ 鉄鋼労連「外交・防衛問題の検討の方向性・第三次」(九三・四・二〇)

1、一國平和主義は駄目「自国のみが平和であれば良いという態度は許されない」

2、憲法前文を基本理念として対外政策を推進

3、自衛権は主権国家に存在する固有の権利——憲法も否定せず

4、自衛力(自衛隊)の保持は合憲——専守防衛、文民統制、非核三原則を基本に

5、PKOは憲法で禁止する武力の行使にあたらぬ

6、安全保障基本法の制定

「現行憲法には自衛権についての明確な規定がなく、また、自衛隊法は国際的責務を考慮に入れずに制定されているため国際関連の規定がない。従って、われわれは現行憲法の存続を基本としながら、自衛権行使の具体策を盛り込んだ『安全保障基本法』を制定することで対応」

7、日米安保が日本の外交・防衛策の基軸

Ⅲ NPUCと鉄鋼労連

1、鉄鋼労連「外交・防衛問題検討の方向性・第二次」(九二・六・一一)がNPUCの基調に

2、宮田義二(鉄鋼労連顧問)が読売憲法調査会の会長代理

3、第二次案では「安全保障・防衛に関する

る基本法」だったが、第三次案では「安全保障基本法」に修正

4、第三次案では「自衛権（自衛隊）は合憲」と明記

5、連合の主旨は鉄鋼労連

IV 山岸メモ「社会党の理念と基本ビジョン——九三年宣言作成に向けての私見」（九三・三・二六）

1、九三年宣言への注文

(1) 新綱領として位置づけ、従来の党の基本理念、基本政策はすべて白紙にもどし、抜本的に見直す

(2) 非自民・非共産政治勢力の路線設定
(3) 党名変更

2、社会党の基本理念と基本ビジョン

(1) 社会民主主義でなく「民主主義」

(2) 社会党は発展的解党も辞さずとの態度を

(3) 憲法はタブー視すべきでなく、現時点では憲法見直し論議は時期尚早、いくつかの基本法の制定

3、自衛隊の憲法上の位置づけ

(1) 社会党が政権をめざす以上、違憲では駄目

(2) 現存する自衛隊は三原則を前提にする立場から、消極的立場であるが「自衛隊合憲論」をとる

V 連合

1、第一次アンケート調査（九三・四・二八中間報告）

(1) 自衛隊の憲法上の位置づけ

合憲

九・六%

合憲だが条件整備必要

三五・七%

違憲だが認めざるをえない

三〇・七%

違憲

九・八%

NA

一・一%

(2) 自衛隊の条件整備

憲法改正、自衛権明記

三〇・一%

改正でなく、基本法などで

六六・二%

※ この設問は(1)の②回答者

(3) 政党支持

社会党

一七・〇%

民社党

一一・三%

自民党

八・六%

日本新党

五・八%

公明党

一・六%

社民連

一・六%

なし

四九・八%

NA

一・四%

2、「国の基本政策」についての集約（九三・五・一八〜一九）

(1) 自衛隊問題について

① 第8回三役会議方針を再確認

② 自衛隊の憲法上の位置づけについては、今回をもって連合としての討議に区切りをつける

(3) 現行憲法を補完する立場から、安全保障基本法の制定をめざす

(2) 憲法論議について

① 憲法論議は否定しない

② 国民世論の動向から、憲法改正を組上にのせるのは不適当

③ ギャップについては、一連の基本法制定でこれを補完

3、「国の基本政策」に関する連合の態度（その2）（九三・五・一八〜一九）

※（その1）は、九二・五・一六の確認
新たな点——憲法問題についての三項目と「安全保障基本法」を盛り込んだこと

4、三役会議の特徴

(1) 議論のポイント

① 自衛隊の憲法上の位置づけと安全保障基本法の内容

② わずか半年で歴史的方針を提起、去年より一歩踏み込み論議

(2) 決定内容

① 憲法論議の打ち切り

② 自衛権、三原則を前提に自衛隊を認めることを再確認

③ 安全保障基本法の制定——「消極的合憲論」を背景に内容へ

(3) 特徴

① 労働組合の路線転換がほぼ完了——自衛権、自衛隊の存在を「合憲」との言葉を使っていないが、ほぼ承認 ② 憲法論議終了で安全保障基本法の内容論議へ

イ、鉄鋼労連の主張

ロ、自治労の主張

③ 自治労、日教組がこれだけの論議をしたのは画期的（鷲尾Ⅱ鉄鋼労連）

④ 自治労がまじめに大きな役割

VI 全通「政権交代可能な政治勢力の結集について」（九三・一・二七）

1、自衛権——国連憲章に認められた主権国家の基本的権利

2、憲法と自衛権——現行憲法も自衛権は否定せず

3、自衛隊——専守防衛の範囲内で容認

法制定

4、わが国の安全保障・防衛に関する基本法制定

※ この案は、鉄鋼労連の第二次タタキ台とほぼ同文

VII 自治労

1、自衛権の承認

「国連憲章が加盟国の自衛権を保障していることを確認してその裏付けとして、自

衛隊を領空・領海・領土を超えて戦闘する能力を持たない警備組織に再編します（防禦的防衛力、最小限防衛力）

2、自衛力は最小限なものにし得る条件づくりをめざす

3、PKOは自衛隊とは別組織で

4、安全保障基本法の制度

「安全保障基本法の原則が、国連憲章と日本国憲法の理念の現実化をめざすものであることを確認し、憲法と基本法の整合性を明確にします」

5、憲法論議について

「九条に限定することなく、二一世紀にむけての憲法の創造的な発展・改正についてのトータルな論議を否定する必要はありません」

6、自治労中執「連合の三役会議の合意に関する見解」（九三・五・二四）

(1) 連合見解を評価

「自衛隊の憲法上の位置づけについては性急な結論をだすことなく、全体として構成組織の見解や認識の違いを越えて連合の団結と求心力を強める方向が重視された点で評価できる」

「今後この姿勢を大切にして連合運動を強化・発展させていくことが重要であり、自治労もそのための努力を中央・地方で続けなければならない」

(2) 結論は自治労の議論方向と合致

「基本法の制定について」全体としては世界の軍縮の流れを意識し、自衛隊の軍縮・改編の方向での議論が大勢であった。その意味では、大枠で自治労の議論方向と合致」

(3) 「現時点で改憲すべきではないという点で連合全体が一致したことの意味は大きい」

※ この認識で良いか！ 甘い！

(4)連合内での自治労の「責任と役割を改めて自覚」

Ⅷ 日教組「九三年度運動方針案」

- 1、総括の項——「違憲の自衛隊」と明記
「PKO法にもとづく違憲の自衛隊の海外派兵に反対し：」
- 2、他は九二年方針と変わらず

Ⅹ 傾向

- 1、自衛権、自衛隊の容認・合憲論が、日教組、私鉄総連等を除き、多くの組合で承認
- 2、安全保障基本法制定という名で、改憲論へ一步
- 3、自民党の積年の課題「タブー論排除」の課題はこうして実現
- 4、ここに連合三役会議の「歴史的意義」
- 5、改憲論議の活発化は必至。護憲勢力には、「守旧派」とのレッテル
- 6、現場と幹部のズレはさらに拡大

X 全体的な憲法状況

- 1、労組、岩波(世界)、社会党の「創憲論」で改憲状況は加速
- 2、戦略方針を示す「読売憲法調査会」
- 3、自民党は積年の課題解決に安堵——護憲的改憲論に転換
- 4、小選挙区制導入で三分の二の議席づくり

《補論》

小選挙区制導入と政界再編

- 1、「併用、並立、連用」の、どの制度も小選挙区制
- 2、小選挙区では自民党が九〇%超の議席を獲得
- 3、比例部分で、野党はおこぼれにあずかるだけ
- 4、候補者選びは、党中央とスポンサーの意向が左右
- 5、小選挙区で当選できぬ政党は先細りへ
- 6、社会党では、護憲派排除
- 7、現状では、大政翼賛会的構造へ——二党論は幻想

◇ 編集部だより ◇

▽政治が緊迫してきました。ウソつき解散、必至の状況です。

▽総選挙後、政治はどう動くのでしょうか。現状をレジメ風に整理したのが、「改憲論議——その特徴と動向」です。原資料にすべて目を通してあります。より詳しく勉強される方はご連絡ください。

▽今日から都議選。宣伝カーが走り回っています。友人とも語ったのですが——政党員ではない、「滝野さん入れる人がないんですよ」と私。それだけ政治改革がいわれているのに……。ここに日本の政治の悲劇の芽があるのかもしれない。

▽清新はつらつとした政党がほしいですよ。これは私の夢ですが。

▽いつものお願いです。読者をご紹介いただけませんか。見本誌お送りします。おたより、原稿も寄せてください。

◇北海道・国労闘争団の仲間から◇

国鉄闘争勝利、護憲にまい進

1、国鉄「分割・民営化」と不当な採用差別から早くも六年を経て七年目に入りました。国労帯広闘争団の総会を四月十六日開き、地区労十勝ブロック会議・池本議長などの激励を受け、生活闘争・大衆闘争・団結強化の三つの柱と「闘争団は闘う団結体」であり、より一層の組織的自活体制の強化をはかることを確認しました。そして今まで以上のオルグ体制を強化し、「連帯する会」の会員拡大に奮闘します。

昨年五月二八日の中労委の「解決案」は地労委の救済命令を踏みにじり、不当労働行為の所在とJ Rの責任を免罪するものであり絶対許しません。あれから一年になるというのに中労委はこの一月二十日に「命令作業に入る」と表明しながらも、引き延ばしをはかっています。国労は一〇〇〇万人署名から今「早期救済命令交付を求める」闘いに全力を尽くしていますので、引き続きみなさんのご支援をよろしく願います。

2、「解雇撤回・J R復帰」を求める国労闘争団の闘いは、国の政治動向と密接にからみ合っています。その意味で「敵より一日長く闘う」大きな教訓と励ましがあいついで出ています。

① 三月二六日、福岡地裁の三池C O闘争の勝利判決です。会社責任が明らかとなった意義は大きく、責任問題を不問にした和解解決をのりこえ闘いつづけられた三二人の原告団の皆さん、本当にご苦労様でした。

② 四月二七日、札幌高裁で小樽種痘禍訴訟で和解勧告を出したことです。これは新三種混合ワクチン接種が中止となり、国の予防接種行政の大転換につながっていく訴訟ですが、二三年間の長期裁判を闘ってきた原告の大橋さん側は「行政側が不利になったから和解をいつてきたが、「行政側の責任」を明示しない限り和解決着とならない」と明確に主張しています。

じつは、この大橋さんの父親は北海道地労委の労働者側委員として、一七〇四人の救済命令が出されたJ R採用差別事件で頑張ってくれた方で、私が証人として地労委に出席して彼から質問されたことを思い出しているところです。

3、違憲の自衛隊のP K O派遣、そしてカンボジアで国連ボランティア中田さんにつづいて文民警察官の高田さんの死亡などで平和憲法が危機にさらされています。

護憲の闘いは具体的に今こそP K O法廃棄の闘いと創意工夫した反戦・平和の闘いが求められています。

そこで記録映画「考えられなかった戦争」(演出／高岩仁・藤本幸久、一時間四八分)は時機に適した良い映画ですので紹介します。

最近の「社会新報」や「まなぶ」五月号に広告が掲載されています。この映画は第二

次世界大戦でマレー半島を侵略した日本軍の行為を当時の犠牲者や遺族・そして軍人の証言から検証され、なぜ戦争が起きたのか明らかにされ、現在を考える上でも全国の皆さんにみてほしいものです。

北海道では昨年から巡回上映され、特に帯広・十勝では全国で初めての市町村連続上映となり反響を呼んでいます。

主催者も女性の会、実行委員会、文化団体、地区労などさまざまな草の根の団体・個人で、後援に教育委員会や新聞社などが入っている地域もあります。

国労闘争団員の私とこの映画の関わりは昨年十月でした。国鉄闘争一〇〇〇万人署名実施中に新得町屈足地区での上映会があり、会場に出かけ、主催者の十勝上映する会や監督の藤本幸久さんをお願いして、受付前で署名と宣伝をさせていただき、おかげで新得町三〇〇〇人目標を達成しました。

終了後の交流会に参加、「戦争の事実を忘れないために」と訴えた主催者の郷土作家で元自衛隊員の赤池武臣さんや藤本監督に再度「新得地区で上映したい」と伝えました。そしてこの四月二八日に主催・地区労、後援・教育委員会でアンコール上映となりました。

問い合わせ先は映像文化協会（神奈川県横浜市緑区桜台四一四八）

TEL〇四五―九八一―〇八三四

◇ 読者からのおたより ◇

全道労協解散のなかで 全道協センターは九四年一月三一日に解散することになった。

全道労協センターの解散と、それに伴う課題、つまり当面、政治闘争や反戦平和運動等に新しい運動体として、「北海道平和運動センター」を結成する。「北海道平和運動センター」は、本年九月に結成総会を開いて設立する。

中央においても、組織問題で議論をした。各支部においては、地区労解散に伴い、支部の運動の継承問題もあり、中央としての方向性について討論した。『今までの経過もありすぐ連合に行く、ことは問題があるのでは』『今までも、上部団体の運動を、すべて、やって来た訳でも無い。共闘運動を進めていくことが重要である』『地域においては、地区労がなくなると、地域の運動がなくなることが心配する』『将来のことも考えて議論して、当面「北海道医療」の結成の共闘運動を進めていく方向』今後、協力の運動の方向性を、労戦委員会で議論していくになった。

（「みんな」）

編集部より 総評はすでにありません。したがって、総評・社会党ブロックもすでにありません。こうしたとき、重要なことは地域労働運動を「わが手でつくる」ことです。

資料には年月日を『社会通信』に載せられている「資料」はたいへん参考になります。

資料には出所と発表された年月日を付記されるようお願いいたします。ときに不明のものがあるように思います。

（京都・K）

編集部より おおよそ年月日入れていると思うのですが、万が一不明のときは編集部にお問い合わせ下さい。原資料送ります。

退院しました 昨年一月二五日、脳内出血で倒れてから六ヶ月。皆様には、いろいろ御心配おかけ致しましたが、五月二五日、無事、国立療養所道北病院を退院する事ができました。これからは自宅療養、自己管理のリハビリとなりますが、自分に甘える事なく、日々努力したいと決意しています。
(音威子府・井上幸雄)

編集部より 退院おめでとう。デモむりはしないで。リハビリに努めてください。国労の仲間もすべて私と同じ気持ちだと思いますよ。

掲載に勇氣 いつも「通信」を待つ気分で地方での活動に力を注いでいるつもりです。それで、時々「通信」誌上に教条約文章を掲載していただくと、すごく元気が出ますが、自信はありません。私自身が、理科(生物)の教員なので、社会科学にうといのです。生命論から階級的運動に入りました。今から勉強することは多いと思います。でも時には、ファウストの「枯れ草を食う牛」のような自分がこれでよいのか? と思う時があります。なぜなら、大衆的運動こそ歴史を進めるのに、大衆的気分が充分に理解できているのだろうかという反省があるからです。運動は総て自分の血と肉から出て来ると思っています。そういう意味で、土着の思想の価値の重さがずい分重く感じられ、土着思想すら奪われた自分を発見してしまうのです。

編集部より Yさん、あなたの文章が教条的ですから。そんなことありません。創意に満ちあふれています。なぜって、資本(当局)は、話し合いの場を奪うことに労務管理の全神経を集中しているからです。三池の五人組活動への対抗策が現在の労務管理だと思いいなりませんか。三池の教訓を一番勉強したのが資本というのは悲しいことです。

「憲法読本」学習会終了 現行の『憲法読本』の学習も六月の定例会でひと通り終ることになります。そこで次期(九三・七から)テキストや地区チューター学習会の運営について五月の定例会参加者で相談して決めてまいりました。今後とも地区チューター学習会を継続し、チューター修了生の皆さんの力を合せて頑張りましょう。次期テキスト K・マルクス著『賃金・価格および利潤』(岩波文庫版)

編集部より 火曜日(第二)は労研センター幹事会、山梨学習会などと重なって出席できずすみません。それにしても学習会の迫力すごいですね。

資料 憲法改悪を許さない決議（天理市教組九三・二・二四）

未来に生きる子どもたちのために

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

これは、日本国憲法第九条です。また、敗戦当時の文部省は「あたらしい憲法のはなし」の中で、次のように言っています。

「日本は正しいことを、ほかの国よりさきにおこなったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。」

にもかかわらず、自衛隊という「陸海空軍」の軍隊があります。しかも、「国際紛争を解決する手段として」その軍隊を海外（カンボジア）に派兵しました。くりかえす学習指導要領の改訂は憲法精神の空洞化の道でもありました。天皇、皇太子キャンペーンは国民主権に対する挑戦であり、差別の助長であります。

こういう憲法違反の既成事実をどんどん作って、今年はその憲法条文を改悪しようという議論が盛んになってきました。政権党自民党が本腰を入れました。民間政治臨調の動きでもわかるように野党や労働組合幹部も「参加」させて、小選挙区制、保守二大政党化、憲法改悪へと動き始めています。

十五年にわたる侵略戦争と軍国主義教育を反省した私たち教育労働者は、「教え子を再び戦場へ送るな」と平和と民主主義を守る闘いを精一杯してきました。そのために、また憲法を守ってきました。この憲法改悪を許すなら、私たちの教え子は、そしてまた、私たち自身はどうなるのでしょうか。いま、平和、人権、民主主義全般にわたって憲法改悪がねらわれています。労働者の団結権・交渉権・ストライキ権―労働基本権すら脅かされています。

憲法改悪阻止は民主教育を守る条件です。労働者の生活と権利を守る土台です。人間らしく生きていく砦です。私たちは未来に生きる子どもたちのためにも、私たち自身のためにも、また、平和のためにも、憲法改悪の攻撃に反対し、憲法を守ります。

一九九三年は憲法が危ない年です。天教労第四回定期総会の名で、絶対に憲法を許さない強い意志を表明します。憲法を守るために全力を挙げます。